



第三者仲介人の腐敗防止及びコンプライアンス契約の条項

贈収賄防止および腐敗防止:

[御社]はクーパンの国際収賄および腐敗防止ポリシー(ethics.coupang.comにて閲覧可)を受け入れ、理解する。[御社]および[御社]のサービス提供業者、供給業者は、業務の遂行において以下を含むものの、これらに限定されないすべての汚職防止法および規定を遵守しなければならない。これには、(a)大韓民国刑法、(b)米国海外腐敗防止法(FCPA)、(c)英国贈収賄禁止法、(d)インド、中国および台湾を含むが、これらに限定されないその他の国を含め、会社が事業を営む管轄地域のその他の関係法令および(e)OECD贈賄防止条約のような多国間の措置が含まれる。

[御社]は、本契約に基づく活動について、[御社]や代理人、グループ会社、役員、従業員または会社に代わって活動するその他の如何なる者も、事業を取得し、維持し、または不当な利益を得ることや、公務員の判断に影響を与えること、彼らの法的義務に違反する行為を誘導する目的で公務員または政党に金品を提案、約束または提供せず、賄賂、リベート、補償、影響力の行使、代金の支給、謝礼金(Kickback)またはその他類似の不法な代金を支給したり、金品を渡すことを承認しないことに同意する。

制裁:

ベンダーは、ベンダーが大韓民国、米国、欧州連合、中華人民共和国('PRC')、台湾、あるいは国連の法律に基づく如何なる制裁または禁輸措置(総称して「制裁」という)に違反したり、会社が違反するよう誘発する措置を講じることがなく、今後も講じないことを陳述および保証し、ベンダーまたはベンダーの持分を直接または間接的に50%以上所有する如何なる法人も制裁の対象ではないことを陳述および保証する。また、ベンダーは会社に事前に書面通知および会社からの書面承認なしに、イランのような国に対する制裁を含むが、これに限定されない米国の包括的制裁対象国で製造されたり、それらの国から輸入された如何なる製品に対しても、販売を行ったり、それに対するサービスを提供しない。

ベンダーは、大韓民国/台湾/中国/インドに輸出することにより、当該品目が生産された国または当該品目を大韓民国/インド/中国/台湾に輸出した国の輸出規制法、または適用可能な米国、大韓民国、台湾の輸出または再輸出規制法または規制に違反したり、取引先に違反させる如何なる製品も販売、またはそれに対するサービスを提供することなく、今後もしないことを会社に陳述および保証する。

監査権限:

準拠法に基づき、[御社]は、本契約期間に加え、本契約の解約または満了後5年間、本契約に係るすべての金融および非金融取引に対する完全な監査追跡を維持し、記録および証明文書を保存しなければならない。

会社、会社の内部、外部監査人、検査官、規制当局および会社が隨時指定するその他の代理人(総称して「監査人」とする)は、[御社]およびすべての下請業者(リソース、システム、インフラ、事業場、慣行と手続き、合理的な財務および運営記録を含む)に対して、本契約に基づいてベンダーの義務履行に係る監査および調査を行うことができる。



ベンダーは、会社のポリシーまたは関係法令および規定の不遵守に関する監査および/または調査の際に、会社および監査者にすべての適切な支援と協力を提供し、ベンダーの下請業者も同様に支援と協力を提供するようにしなければならない。

監査または調査の結果、ベンダーが本契約に基づく義務を遵守していないことが明らかになった場合、会社からの要請があったときは、ベンダーは、これらの規定の未遵守を直ちに是正、またはリスク軽減に必要な措置を講じ、ベンダーの下請業者も同様に必要な措置を講じることができるようにしなければならない。規定を遵守しないために会社に損失や損害が発生した場合、ベンダーは会社に賠償する。

下請けと譲渡

[御社]は、会社の事前書面の同意なしに、本契約に基づく権利、恩恵、責任、義務の全部または一部を、第三者に下請け、譲渡または移転することができない。会社は、単独裁量でベンダーのすべての下請業者に対する資格を検討し、契約に基づく義務を遂行する資格がないという合理的な判断があった場合、これによって提案された下請業者を拒否する権利がある。ベンダーは、会社が下請け契約の締結を許可したとしても、本契約を遵守する全面的な責任があり、許可された下請業者または当該下請業者の役員、従業員の作行為および不作為に対して全面的に責任を負う。

会社が下請業者の使用を許可する場合、当該下請業者は、本契約に関連のある活動を行う際に下請業者またはその代理人、グループ会社、家族、親戚または会社に代わって活動するその他の如何なる者も、不当な利益を得たり、会社のためまたは会社に代わって公務員の行為や決定に影響を及ぼす目的で、公務員、政党または公職候補者に金品を提案、約束、提供したり、金品の提供を承認せず、不適切な代金、賄賂、リベート、補償、少額の賄賂、請託用金品(influence payment)、謝礼金(kickback)を支給したり、その他の不法な代金を提案、約束、提供または承認しないことを書面で同意しなければならない。

年間認証

[御社]は本契約の期間中に、本契約の条項と会社の賄賂防止および腐敗防止ポリシーを理解し、遵守することを確認してもらうために、毎年会社に確認書を提出しなければならない。